

Title	小田義幸君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.7 (2011. 7) ,p.151- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110728-0151

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

小田義幸君学位請求論文審査報告

小田義幸君提出の博士学位請求論文『戦後食糧行政の起源——戦中・戦後の食糧危機をめぐる政治と行政——』の構成は、以下の通りである。

序章

第一章 岐路に立つ食糧行政——昭和十四年の朝鮮大干魃発

生をめぐる——

- (一) はじめに
- (二) 朝鮮大干魃の発生と農林省の初動対応
- (三) 食糧行政をめぐる利害対立の表面化
- (四) 農林省主導による流通統制の展開
- (五) 荷見次官の更迭
- (六) おわりに・註釈・図表

第二章 食糧管理体制の構築とその動揺——日米開戦後の食

糧行政——

- (一) はじめに
- (二) 戦時食糧行政への転換
- (三) 「戦時食糧省」食糧管理局の発足
- (四) 脆弱化する日米開戦後の食糧管理体制
- (五) おわりに・註釈

第三章 戦時期食糧問題をめぐる政府の啓蒙活動——国策ゲ

ラフ誌『写真週報』を中心に——

- (一) はじめに
- (二) 供給不安の払拭と節米意識の浸透
- (三) 全国民への食糧増産奨励と戦時食生活の浸透
- (四) 国民皆農と自力更生の徹底
- (五) おわりに・註釈・図表

第四章 占領初期の食糧管理強化をめぐる政治過程——食糧

緊急措置令の施行——

- (一) はじめに
- (二) 供出不振打開をめぐる東久邇・幣原内閣の対応
- (三) 食糧管理局主導の食糧管理強化
- (四) 食糧管理強化に対する新興政党の批判とその変容
- (五) 難航するGHQ内部の意見集約と食糧緊急措置令の

施行

(六) おわりに・註釈

第五章 食糧管理強化への合意形成 — 食糧緊急措置令事後

承諾をめぐる政治過程 —

- (一) はじめに
- (二) 食糧緊急措置令の存続と農林省の対応
- (三) 帝国議会の審議と高まる農林省批判
- (四) 「空白の一ヶ月」と事後承諾に至る顛末
- (五) おわりに・註釈

第六章 占領初期の食糧管理をめぐる新聞報道

- (一) はじめに
- (二) 農家・消費者に対する自制と戦時生活継続の要請
- (三) 供出不振と政府・農家に対する批判の展開
- (四) 強制買い上げ措置に対する批判的論調とその変容
- (五) 大衆示威運動の賛否をめぐる論議の沸騰
- (六) 相互扶助・挙国一致による危機打開の機運醸成
- (七) おわりに・註釈

第七章 占領初期の食糧輸入実現をめぐる交渉過程

- (一) はじめに
- (二) 食糧危機に対する日本政府・GHQの楽観的見通し

(三) 食糧輸入実現をめぐるGHQの慎重姿勢とその変容

(四) 食糧輸入交渉の決着

(五) おわりに・註釈

第八章 幣原内閣期における食糧管理体制再構築への模索

— 食糧対策審議会における論議 —

- (一) はじめに
- (二) 食糧対策審議会開催に至る経緯
- (三) 緊急食糧対策をめぐる論議とその帰結
- (四) 食糧に対する統制強化策の決定
- (五) おわりに・註釈・図表

結語

文献・初出一覧

小田君の研究は、戦時下の食糧管理体制が、日米開戦直後に制定された食糧管理法を通じ確立され、占領初期にそれが継続されていく過程を、食糧行政を所管する農林省食糧管理局をはじめ関連する諸政治勢力の動向も視野に置きながら、実証的に論じた研究である。

食糧管理体制に象徴される戦時体制の戦後への継承については、野口悠紀雄氏による「一九四〇年体制」論の提唱を機に、経済史研究者の間で議論を呼び、戦時期・占領期

の各種統制が及ぼす経済的な影響を考察した実証研究が数多く生み出されている。一方、本研究がその多くを射程に置く占領期については、農地改革をはじめとする五大改革、極東軍事裁判、公職追放、憲法制定などのテーマを扱った数多くの研究がある中、食糧危機は、とりわけ占領初期の統治を揺るがしかねない問題であったため、既存研究の中でも種々論及されている。また、占領期の官僚については、占領統治下という制約を受けながらも、GHQと対立、協調しながら政策目的の実現に移す、そのしたたかさが既存の研究によって浮き彫りにされている。

小田君は、こうした先行研究の成果はいずれも示唆に富むものと評価しつつも、他方、以下の課題が残されているとする。第一は、終戦以降の戦時体制受容をめくり、前述の野口氏をはじめ、経済史研究者などから様々な見方が示されたが、それを裏付ける実証的な研究が未だ充分とはいえないことである。第二は、戦時期から占領期にかけて食糧問題の解決が喫緊の政治課題であったにもかかわらず、それを正面から取り上げて歴史的経緯の中で系統的に検証する作業が殆ど行われていないことである。第三は、当該期の官僚について、特定の政策決定における彼らの動向は言及されているものの、GHQをはじめ関連する諸勢力の

動向を視野に入れ、あるいはその相互関係の中から官僚の政治的影響力の内実を浮き彫りにする作業は必ずしも充分に行われていないことである。とりわけ、戦前戦後を通じた期間の中で官僚の政治的動態を掴み、官僚研究の実証度を高めていく作業が必要とされている。

本論文は、上記の課題を念頭に置きながら、食糧危機克服を目指した所管官僚機構の、戦前戦後を通じた動向を中心に考察を加え、政策決定におけるその政治的役割を明らかにすることを目的とした本格的な研究である。以下、各章の要旨を紹介し、評価を加えていきたい。

第一章は、昭和十四年に発生した朝鮮大干魃をめぐる政府の対応に焦点を当て、その後の食糧行政をめぐる政府内部の対立とその帰結を論じている。日中戦争の長期化に伴い、昭和十三年に国家総動員法が制定され、原料の調達をはじめ、物資の製造、流通、販売に至るまで経済統制が進むことになるが、食糧需給の均衡は保たれていたため、当該期の統制は必ずしも徹底したものとは言えなかった。当時、食糧行政を掌っていた農林省米穀局（食糧管理局の前身）は、日中戦争勃発以前からの政策課題であった米価の安定と流通機構の整備には取り組んでいたが、食糧の消費規制は政策担当者の視野に未だ入っていなかったのである。

ところが、朝鮮大干魃を機に需給逼迫が続くと米価操作だけでは問題解決が難しくなり、以後、外米輸入や消費規制の是非をめぐり、荷見安農林次官と陸軍や、さらには内務省との間で激しい対立が繰り広げられることになる。

戦時期の農林行政や食糧管理制度に関する従前の研究では、朝鮮大干魃による供給不足を契機に、食糧の流通から消費分野にまで統制が強化拡大され、昭和十七年の食糧管理法制定に至ったことから、当該期は食糧行政の転換点と位置づけられている。小田君もそうした評価には同意するものの、他方において、政府が当初より流通から消費への食糧管理強化計画を持ち、それを一体となって促進したかの如く描く従前の研究には是正を迫っている。小田君は、公刊資料だけでなく、財団法人日本農業研究所や農林水産研究情報総合センターなどに保管・所蔵されている膨大な資料群にも目を通した結果、陸軍や内務省からの食糧消費への統制強化要請に対し、農林省内部の抵抗があり、その中心となった荷見次官の存在を明らかにしている。このことは、次章で検証されるように消費統制を含む食糧管理強化が、荷見次官更迭を契機に加速されたことから裏付けられるが、同時に、戦時体制強化の過程における関連諸勢力間の確執の存在を浮き彫りにしていることは、従前の研

究に新たな光を当てる指摘として高く評価したい。

第二章は、荷見次官更迭後の戦時食糧行政を分析し、消費規制を目的とする食糧管理体制の構築過程と、その体制が抱える構造上の問題が論じられている。ここでは、まず農林省が食糧管理強化を主導し、食糧管理体制の礎を築いたことを検証している。すなわち、同省は、自家保有米制度や米穀配給制度を導入しながら、安定的に外米を輸入する仕組みを整え、供給不安の解消を目指した。加えて、新たに食糧管理局を発足させ、食糧事務所を各地に設置するなど、行政機構の拡充にも乗り出した。日米開戦直後に食糧管理法制定として結実することになる食糧管理体制が、開戦を待たず急速に形成されていく過程が明らかにされている。

さらに、本稿が、戦時食糧行政における内務省の役割にも考察を加えていることは注目されてよい。先行研究でも断片的に言及されているが、小田君は、食糧管理体制の維持に内務省の指揮命令系統の活用が不可欠であったことを裏付けている。先述の通り、内務省は消費規制の実施に肯定的であり、各地方行政機関が導入していた切符制に理解を示すなど、食糧行政に対する影響力を日増しに強めていたが、日米開戦以降の慢性的な供給不足の中、一層その存

在感を高めることになった。とりわけ、その役割は、供出の督励において顕著になった。そもそも、食糧管理体制の維持にとって農家の供出は必要不可欠であったが、食糧管理局の出先機関や地方長官が供出の督励を躊躇していたため、その完遂は難しくなっていた。そうした状況を改善するため、食糧管理局は内務省の協力を仰ぐことになるが、実際に、同省との連携が図られて以降、一〇〇%近くの供出完遂率を達成することができるようになり、それは終戦まで維持されることになる。しかし、そのことは、同時に内務省の協力なしでは供出が滞るといふ食糧管理体制の構造的欠陥を浮き彫りにするとともに、後述するように戦争終結後に食糧危機が深刻化する中でも、大きな問題として浮上することになる。

第三章は、内閣情報部発行の国策グラフ誌『写真週報』掲載記事に注目しながら、戦時期の食糧問題をめぐり政府が国民へどのような啓蒙活動を繰り広げたかを論じている。消費規制に対する国民の協力を求めるには、政府と国民を繋ぐ広報活動が必要になるが、政府主導の啓蒙活動の内容とその変容に関する検証は必ずしも十分に行われていない。小田君の研究は、そうした側面を補充する非常に興味深い内容になっている。

『写真週報』は、昭和十三年の刊行当初より食糧問題の重要性を認識しており、第一次世界大戦の教訓などを例に挙げ、食糧の安定供給が戦争の勝敗に直結することを強調していた。ただし、その内容は、誌面が食糧増産一色となつた日米開戦以降に比べると緊迫感の欠如は否めず、商品作物の生産による外貨獲得を謳うなど、政府側にも余裕があったことが誌面から裏付けられている。しかし、既述したように昭和十四年の朝鮮大干魃は食糧問題に転機をもたらし、これに伴い同誌の紙面も節米意識の浸透に力点が置かれるようになる。節米は、楽しく気軽に取り組むことができ、健康増進につながることを読者である国民に強く印象づけるような内容になっていく。さらに、日米関係が悪化すると、外米輸入抑制の観点から『写真週報』は全国民へ食糧増産を促すようになる。また、二合三勺の配給と諸の主食化という厳しい食生活が闇取引の増加を招くと、同誌は統制遵守の徹底と闇撲滅に躍起となった。こうした状況は開戦直後も続いたが、敗色濃厚となり食糧事情がより悪化すると、『写真週報』は、空地の開拓と生産力を高める土地改良に全てを賭け、危機突破を訴えた。しかし、物資や人手の不足により食糧増産が困難となり、国民の食生活についての政府保証が空洞化する中、同誌も消費規制や

食糧増産を訴える啓蒙誌としての役割を果たしにくくなっていく苦悩を、誌面分析を通じて映し出している。

以上、戦時期の食糧問題をめぐる政府の対応について考察を加え、消費規制の推進へと舵を切った食糧管理局が、当初は対立していた陸軍や内務省と協調しながら食糧管理体制を確立し運営したことを明らかにした。しかし、終戦後、食糧管理局を取り巻く政治状況が大きく変化すると、食糧管理体制の存続やその強化をめぐり、食糧管理局と他の関連諸勢力との間で摩擦や対立が再起されることになるが、その内実が以下、解き明かされることになる。

第四章は、終戦直後の食糧危機克服の一方途として企図された食糧緊急措置令施行に至る政治過程に焦点を当てながら、食糧管理局、新興政党、GHQなどの対応について、論述が展開されている。終戦を迎え政治権力の弱体化、空白化を背景に、農家が食糧供出に難色を示し自家保有米の確保に奔走するなど、食糧管理体制の根幹を揺り動かす事象が多発した。戦時下同様に、食糧管理局が供出の徹底を農家へ迫るものの、敗戦に伴い政府の統治能力が減退する中、闇取引の拡大を阻止することができず供出を回避する農家が続出することになる。加えて、政府の言論統制から解放された新聞各紙や、戦後相次いで誕生した新興政党は、

有効な食糧危機打開策を打ち出せない政府を厳しく批判したため、食糧管理体制の存在意義自体までが厳しく問われることになった。

そのような危機的状況に直面した食糧管理局は、強制力を有する新たな勅令を施行することにより食糧管理強化を主導していくことになった。同局は、食糧を隠匿する農家やそれを煽る一部政治勢力などを食糧危機の元凶と見なし、強制買い上げ措置の導入と、それに違反する者への厳罰化を柱とする食糧緊急措置令の施行に踏み切ったのである。当初農家の自発的供出に期待をかけていた幣原喜重郎内閣であったが、その進捗が芳しくない現実に直面すると、食糧管理局の上記の動きを容認せざるをえなくなった。また、当該勅令の施行に猛反発した政党も、政府がかかる勅令を施行することへの批判を、次第に抑制するようになる。その背景には、自らの言動が勅令違反になることへの警戒や、後述するように政党とともに強制力行使に反対していた新聞が、農家の利得行為に批判を強める立場から、勅令賛同へと論調を転換していくことに象徴されるような世相があった。他方、占領統治の責任者であるGHQも、対日占領方針をめぐる内部の意見調整が未だ難航していたため、GHQ全体として日本政府側の政策決定に十分関与できずに

いて、結果として食糧管理局の自由裁量を拡大させることになった。

こうした事情の下、食糧管理局は、食糧緊急措置令の施行に至るまで政策決定の主導権を握ることができた、と小田君は結論づけたのである。

上記の食糧緊急措置令は、議会閉会中に勅令として出されたものゆえに、その効力を継続させるためには次期議会での承認を得る必要があった。第五章は、同令の事後承諾が行われた第九十回帝国議会に注目し、紆余曲折を経ながら圧倒的多数で承諾に至るまでの過程が論じられている。当該期の議会では新憲法制定をめぐる論議が活発であり、それを扱った既存研究も少なからずある。しかし、新憲法制定以上に食糧危機の克服は、政府の喫緊の政治課題であったため、政府と議会との間で一時、激しい対立を招くことになる。その対立の内実と収拾過程を追うことは、占領初期の日本政治の特徴を把握する上でも意義のあることである。

前章でも指摘されたように、食糧緊急措置令の施行はそれへの反対も含め様々な政治的反響を呼んだ。そうした状況を踏まえ、政府は強制買い上げの発動に関する手続きを見直し、市町村食糧調整委員会や都道府県食糧委員会の申

請を条件に発動するという制約を課した。こうした修正を加えることにより、食糧緊急措置令への反発を緩和し、その存続を図り挙国一致的な食糧危機克服の体制を築くことを目指したのである。また、かかる方針についてGHQの了承も得ることができた。しかし、帝国議会で事後承諾の審議が本格化すると、与野党ともに官僚主導の食糧管理強化を厳しく批判し、原案のまま事後承諾を得ようとする政府と激しく対立することになった。その結果、当該案件を審議する委員会は一時休会という緊迫した事態を招いたものの、最終的に大半の政党が、方針を転換し条件付で事後承諾に賛成するに至った経緯を解き明かしている。第七章で改めて論及されているように、当時食糧危機克服のために政府は、食糧輸入の実現をGHQに要請していたが、その説得のためには自助努力としての供出の向上が必要不可欠になっていたのである。そうした認識を共有しつつも、有効で具体的な対策を提案できぬ政党は、結果として反対の姿勢を貫くことができず、従前の食糧緊急措置令を追認せざるを得なくなったのである。このように政党が、当該期の食糧管理強化をめぐる政治的影響力を十分に発揮できず、従前同様、GHQもこの問題の解決を主導せず、加えて、食糧危機の克服は先送りできぬ喫緊の課題であったた

め、食糧管理局が敷いたルールが、ここでも若干の修正が加えられながらも受容されたことを明らかにしている。

第六章は、食糧管理強化の動きをめぐる主要三紙の新聞報道に注目しながら、関連する論調と、その変化について考察が加えられている。戦時期まで厳格な言論統制下にあった新聞ではあったが、終戦以降、GHQによる言論統制が本格化するまでは比較的自由的な報道が行われた。したがって、新聞は同時代の世相を反映しているだけでなく、世論形成により一層影響力を持つと考えられたため、政府当局者や、議会、政党もその論調に敏感にならざるを得なかったのである。

以上のような影響力を持つ新聞各紙は、終戦直後に食糧増産と供出の継続を農家に訴えたが、供出が進まず停滞すると、政府や農家の姿勢をより厳しく追及するようになった。食糧緊急措置令の施行に際し、当初新聞報道は政府批判一色となるが、その一方で供出を拒む農家への反発も根強く、次第に緊急勅令施行を支持する論調に傾いていく。そして、前章でも述べた食糧緊急措置令の事後承諾が帝国議会で論議される段階になると、新聞各紙は、むしろ事後承諾を躊躇する政党への批判的姿勢を強めることになる。

一方、都市部の消費者に対して新聞は、耐乏生活の継続

を呼びかけながら、食糧危機に対し意識の希薄な一部消費者の言動には厳しく対応した。しかし、深刻な食糧不足により消費者の不平不満が強まると、その扱いをめぐる新聞各紙の間で差異が生じるようになる。『朝日』や『毎日』とは異なり、一時的に共産党の影響下にあった『読売』は食糧の管理配分を求める大衆示威運動を支持し、その正当性を読者に強く訴えたのである。こうした異常事態はGHQの声明により収束させられ、それに伴い新聞各紙も、各勢力間の対立を煽るのではなく農家と消費者の相互扶助を通じた食糧危機打開を謳うようになった。このようなGHQの意向も背景にした、占領初期の食糧危機解決をめぐる新聞各紙の論調の変化は、事後承諾反対論にも抑制をかけることになる。同時に、既述のように食糧管理強化に反対、あるいは慎重な立場をとっていた政党の姿勢も改めさせ、結果として農林省主導の食糧管理強化が許容されることになった。

第七章は、食糧危機克服の鍵となる食糧輸入が取り上げられ、その実現をめぐる日本政府とGHQとの交渉が論じられている。そもそも、戦前日本の食糧需給は植民地からの移入米や外米輸入に依存していたが、終戦以降、海外からの供給途絶や内地米の不作が確実視され、日本政府は、

三〇〇万トンの食糧輸入をGHQへ懇請し続けるようになった。一方、GHQは将来の食糧事情を楽観視し、加えて、自力救済を第一とする考えから日本側の要請に応じることは慎重であり、食糧輸入交渉は停滞を余儀なくされたのである。しかしながら、こうしたGHQの内部において、食糧輸入実現に向けた動きが出てそれが本格化していくことを、小田君は、GHQ文書の分析などを通じて明らかにしている。GHQ内部で、そうした動きに突破口を開いたのはESS輸出入課であり、同課はアジア諸国に対して日本への食糧供給を働きかけたのである。その試みは結果的に失敗に終わったものの、以後、GHQは占領統治に対する食糧危機の影響を危惧し、アメリカ政府への本格的な説得を開始するようになる。ここにきてアメリカ政府も食糧輸入実現を目指す日本政府へ支援の手を差し伸べ、アメリカの国内世論やイギリス・英連邦諸国からの反発を抑え、日本の食糧危機克服のために最低限必要な食糧を確保できるようになったのである。

以上のように、GHQは輸入食糧の放出までに様々な問題に直面し、相当の時間を交渉と説得に費やすことになったが、小田君の研究は、食糧輸入実現をめぐる日本政府、GHQ、アメリカ政府の駆け引きに加え、それが日本側の

食糧行政へ与えた影響についても言及している。第四章や第五章で触れたように、GHQは日本において食糧輸入が本格化するまでの間、食糧管理局主導の統制強化に理解を示していた。しかし、輸入食糧を放出する段階になると、交渉の途中で問題となった生産高の過少申告や供出制度にも強い関心を持つようになり、以後、GHQは日本側の食糧行政へ積極的に介入するようになったのである。

第八章は、幣原内閣の下で、昭和二十一年三月から四月にかけて開催され、長期的な食糧管理制度のあり方を検討するために設置された食糧対策審議会に焦点を当て、緊急食糧対策と生産統計の整備をめぐる食糧管理局と委員との論議について考察を加えている。これまで食糧対策審議会について知る手がかりは数少なかったものの、食糧管理局長官や農林次官を歴任した故片柳真吉氏が『食糧対策審議会摘録』を所蔵し、それを小田君が発掘したことにより、その内実に迫ることが可能になった。

該審議会における論議を追っていくと、食糧管理体制の強化に拍車をかける食糧管理局の姿が浮かび上がってくる。食糧管理局は、その欠陥が問題視された生産統計の整備の必要を訴えながら、それを契機にして行政機構の拡充及び統制強化の方向へ委員の支持を誘導したのである。一方、

委員側も独自案を幾つか提示するものの受け入れられず、食糧管理局は一連の統制強化策について該審議会の承認を得て、その具体化に着手したのである。以上のように、正確な統計に基づいた公正な割当への要求は、官僚に政策決定の主導権を握る契機を与えたこと、すなわち食糧管理局が食糧対策審議会の審議を通じて食糧管理強化を主導するに至ったことを解き明かしている。

以上、第四章から第八章までは、占領初期の食糧管理強化をめぐる食糧管理局と、各政治勢力との間の対立と協調の内実が検証され、そうした状況下、同局の硬軟織り交ぜた対応、現実的な政策の提示とそれを実施する行政機構の存在により、食糧管理局が政策決定の主導権を握り続け、食糧管理体制の存続、さらにはその強化を周囲に認めさせたことが論証されている。

ここまで各章の要旨と評価を行ってきたが、最後に本論文全体にわたる総括的評価を行いたい。

第一に評価すべきは、食糧問題という特定の政策分野ではあるが、戦中・占領期の官僚機構が戦時体制の構築や継続継承をめぐり主導的役割を果たしたことを明らかにした点にある。冒頭に指摘したように、戦中戦後の連続や断絶をめぐる論議や、野口氏の「一九四〇年体制論」など、戦

時体制の継続継承に関しては様々な見方が提示されていたが、その反面、誰がどのように戦時体制の構築や継続継承に携わったのか検証した研究は少なかつた。仮にそうした研究があつたとしても必ずしも体系的であるとは言えず、戦中・占領期の官僚機構や経済統制を通観した実証研究が必要とされていた。小田君の研究はそれに該当し、主に農林省米穀局やその後身の食糧管理局の動向に焦点を当てながら、同局が戦時期に発足した食糧管理体制の継続継承において他の政治的勢力との交渉の中で自ら主導していく経緯を明らかにしている。

さらに、小田君は食糧管理局が政策決定の主導権を發揮できた原因として、GHQの間接統治や統制を必要とする厳しい食糧事情といった、食糧管理局に有利な外部環境の存在を指摘するだけに止まらず、外部の政治勢力を包含する食糧管理局の政治的柔軟性、明治憲法に依拠した迅速な政策対応、食糧行政機構の拡大を包含する具体的な政策の提示などを挙げ、こうした内在的要因が外的環境以上に食糧管理局主導の政策決定を後押ししたことを明らかにしている。以上の検証結果は、前述の連続、あるいは断絶に関する論議や戦時・占領期の官僚研究に貢献するものと考えられる。勿論、事例研究であるからどこまで一般化しうる

か慎重な検討が求められるが、同君はミクロ、マクロの両視点から大変バランスのとれた結論を導いている。政策史も含め行政の歴史的研究を大きく前進させた成果は高く評価すべきであろう。

第二に評価すべきは、戦中期から占領初期に至る歴史的経過の中で、食糧危機をめぐる政治の動向や社会の反応を観察し、精緻な分析を加えている点である。周知の通り、食糧危機は当時の歴代政権が解決すべき最重要課題として位置づけられており、全国民も固唾を飲んでその成り行きを見守り、強い関心を払ってきた。しかし、そうであるにもかかわらず、既存研究における食糧危機の扱いは小さく、当時の厳しい世相を伝えるための説明材料に止まっていた。経済史や農業史の分野において当該期の食糧危機や食糧管理制度を扱った研究はあるものの、政府を含む各政治勢力の動きを掴むには自ずと限界があり、政治史の観点から食糧危機克服をめぐる政治過程を分析した本格的な研究が待望されていた。小田君の研究はそれに応えると同時に、食糧危機の克服が各政治勢力の重大関心事であり、同時代の統治を根底から揺さぶる課題であったことを再認識させる研究として高く評価されるべきであろう。

第三に評価すべきは、未公刊史料をはじめとする豊富な

史料を渉猟した実証的な研究という点である。とりわけ、本論文が射程に置く、戦争末期から終戦直後は、近現代の日本政治史研究上、戦災と紙の供給不足により最も史料の残されていない時期と言っても過言ではない。このように史料上、非常に制約のある時期を敢えて考察対象にした挑戦を高く評価したい。小田君は、かかる困難を克服すべく、当時の食糧行政に携わった農林官僚の遺族と連絡をとり、戦中から占領期にかけて食糧畑を歩んだ故片柳真吉氏の自宅から『食糧対策審議会摘録』を発見した。該史料の分析結果は第八章において既に紹介されているが、ここには、当時の厳しい食糧事情や食糧輸入交渉の進捗状況、肥料不足とその打開策、供出後の自由処分をめぐる是非など、食糧問題について多岐にわたるテーマが取り上げられ、政治家、官僚、学者、メディア関係者など、出席者の認識を垣間見ることができる貴重な史料である。上記の未公刊史料以外にも、財団法人日本農業研究所に所蔵されている故石井英之助氏旧蔵の行政文書類、農林水産研究情報総合センターに所蔵されている故荷見安氏旧蔵の行政文書類など、既存研究においても使用頻度の低い史料群を丹念に読み込み、食糧管理強化をめぐる米穀局・食糧管理局内部の動向を的確に掴むことに成功している。また、陸軍、内務省、

政党、GHQなどの関連史料も幅広く渉猟し、各々が持っていた食糧問題に関する情報や認識にも目を向け、農林省米穀局、食糧管理局の行政文書類から与えられる見方だけに依拠せず、複眼的に戦中・占領期の食糧行政を捉えている点にも高い評価を与えるべきであろう。

以上が小田君の論文の評価すべき点ではあるが、さらなる研究の進展を期待して若干の課題を指摘しておきたい。

第一に、選挙が食糧問題をめぐる各政党の政治行動に与えた影響を考察することである。小田君の研究では、食糧緊急措置令の施行、及び、その事後承諾をめぐる政党の動向が取り上げられ、当初、同勅令施行に強く反発していた政党が紆余曲折を経ながら事後承諾を受け入れていく過程が描かれている。しかしながら、その間に実施された、戦後初の選挙である第二十二回総選挙（昭和二十一年四月十日施行）の影響が考慮されておらず、検証不十分の感は否めない。食糧危機の克服が政府だけでなく国民にとって最大関心事であったこと、公職追放令施行などで選挙運動期間が大幅に延長されたことを考えれば、各政党が選挙運動期間中、食糧問題に対する有権者の意識をどのように認識し、それがその後の政治行動、とりわけ、食糧緊急措置令の事後承諾をめぐる対応にいかなる影響を与えたのか

分析する必要があるだろう。

第二に、タイトルとして掲げられた「戦後食糧行政の起源」の「起源」の意味をより明確化できれば、さらに高度な学術的価値を伴う論文になったことである。戦後食糧行政の起源は戦中から占領初期にあるとし、その起源の内実を歴史的経緯の中で精緻に解き明かすことには成功しているものの、他方、それがその後継続される統治システム上のいかなる特徴として捉えることができるのか、単に「官僚優位」「官僚主導」という概念以上の分析が求められる。すなわち、一九四〇年代という統制色の強い戦時体制から占領期に移行する特異な時代であることを踏まえれば、政官関係への言及には、あるいは副題に示されている「政治と行政」との関係についての考察には、特段の配慮が必要である。

さらに、占領期から高度成長期にかけて食糧管理体制がどのように機能し、継承されていったのか追跡することに、その「起源」の意味内容を明確にすることが望まれる。食糧管理体制は、昭和十七年の食糧管理法制定から平成七年の同法施行令廃止までの約五十年以上にわたり食糧行政を支え続け、その所管官庁である農林省食糧管理局や食糧庁は「食糧管理の番人」として食糧需給の安定に努め

てきた。小田君の研究では食糧管理法制定前後から食糧危機が最高潮に達する昭和二一年までを対象としているが、それ以降についても検証を重ね、当該期に確立された体制がその目的を変質させながらもどのように機能し存続していったのか論じていくことが必要である。そこにおいては、これまで考察対象にしていなかった農業団体である農業会、さらには、本論文が射程に置いた期間以降創設され、その存在感を増大させる農協も視野に入れた研究が期待される。以上の点は、小田君の研究の問題点と言うよりは今後の検討課題であり、本論文の意義をいささかも揺るがすものではない。

以上、小田君の研究は、昭和戦中期から占領期にかけての日本の政治史だけでなく、行政史、メディア史、経済史や農業史研究等、幅広い分野での貢献を期待できる画期的業績として高く評価できる。よって、審査員一同は、小田君に博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。

平成二三年六月一七日

主査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士

玉井

清

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士

笠原

英彦

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士

大山

耕輔